

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

令和二年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名 氏 名 住 所

旧 理事 名 倉 秀 俊 埼玉県春日部市西金野井八百六十五番地一

新 埼玉県春日部市西金野井八百七十番地六